

● 那珂市から転出されるかたへ ●

《那珂市役所 市民生活部 市民課》

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5 電話 029-298-1111 内線 152～155

那珂市での手続き		本庁	支所	転入先での手続き
印鑑登録証	印鑑登録をしているかたは、印鑑登録証をお返してください。 ※転出（予定）年月日をもって那珂市での登録がなくなります。	市民課 窓口①	瓜 連 支 所	必要なかたは、あらためて印鑑登録の手続きをしてください。
個人番号カード 住民基本台帳カード	お持ちのカードを、転出先市区町村へ持参してください。			記載事項変更、継続利用の手続きをしてください。
軽自動車 (バイクも含む)	原付バイク（125cc以下）及びトラクター・コンバインなどについては、標識（ナンバー）、標識交付証明書をお返してください。 ※その他の軽自動車等については、お問い合わせください。	税務課		標識交付・住所変更等の手続きをしてください。
国民健康保険	被保険者証をお返してください。	保険課 窓口④		あらためて加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療	被保険者証をお返してください。			あらためて交付の手続きをしてください。
介護保険	介護保険被保険者証をお返してください。 受給資格証明書の交付を受けてください。	介護長寿課 窓口②		受給資格証明書を持参し、手続きをしてください。
障害者マル福医療	マル福受給者証をお返してください。 交付状況証明書の交付を受けてください。	社会福祉課 窓口③		交付状況証明書を持参し、手続きをしてください。
マル福医療 (妊産婦・ひとり親家庭を含む)	マル福受給者証をお返してください。 交付状況証明書の交付を受けてください。	こども課 2階		交付状況証明書を持参し、手続きをしてください。
児童手当	児童手当消滅届をしてください。			あらためて申請の手続きをしてください。
市立小中学校に在学している児童・生徒のいるかた	いままでの学校へ「転学通知書」又は「転学届（副）」を持参して「在学証明書、教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。	学校教育課	在学証明書、教科用図書給与証明書を持参して手続きをしてください。	

◎転出証明書に記載してあることが変更になったとき・・・そのまま新住所地の役所に提出して、変更事項を申し出て転入届をしてください。

◎転出証明書を紛失したとき・・・本人確認できる書類（運転免許証等）と印鑑をお持ちのうえ、窓口へ申し出てください。

◎転出をしなくなったとき・・・転出証明書と本人確認できる書類（運転免許証等）と印鑑をお持ちのうえ、転出取消の届出をしてください。

【注】転出・転入の届出は、「本人」又は「世帯主」となりますので、ご注意ください。

◎上水道（水道課）、下水道・集落排水（下水道課）、市営墓地（環境課）、市営住宅（建築課）等については各担当課へお問い合わせください。

◎世帯全部の転出のかたは、**防災無線**の返却をお願いします。